

通達甲規制第18号

平成29年3月22日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

道路使用許可に係る手数料の免除に関する取扱いについて

道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項に規定する許可（以下「道路使用許可」という。）及び同法第78条第5項に規定する許可証の再交付に関しては、茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号。以下「条例」という。）別表第1の27の項及び28の項の規定により、国及び地方公共団体以外の申請者から手数料を徴収しているところであるが、条例第4条の規定による手数料の免除について、平成29年4月1日からは、下記により取り扱うこととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 道路使用許可に係る手数料の免除対象者

道路使用許可を受けようとする者又は許可証の再交付を受けようとする者が、次のいずれかに該当するときは、条例第4条の規定により手数料を免除する。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が、教育を目的とする行為を行うために道路を使用するとき。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は同法第59条の2第1項に規定する施設が、保育を目的とする行為を行うために道路を使用するとき。
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園が、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を目的とする行為を行うために道路を使用するとき。
- (4) 交通安全、防犯、暴力団排除、被害者支援、防災等についての広報又は啓発活

動を行うために道路を使用するとき。

- (5) 消防、水防、避難、救護その他の訓練を行うために道路を使用するとき。
- (6) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、同法第109条又は第110条に規定する社会福祉協議会及び日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に規定する日本赤十字社並びにこれらに協力する法人又は団体が、社会福祉の増進を目的とする行為を行うために道路を使用するとき。
- (7) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が、公益の増進に寄与する社会貢献活動を行うために道路を使用するとき。
- (8) 自治会、町内会その他の地域的な共同活動を行う団体が、奉仕活動としての道路、交通安全施設等の清掃その他の非営利活動を行うために道路を使用するとき。

2 免除の手続等

手数料の免除の手続、解釈等については、別に定める。